

令和2年(㉮)第35号

債権者 山口裕子 外6名

債務者 四国電力株式会社

令和3年4月6日

回 答 書

広島地方裁判所民事第4部 御中

債務者訴訟代理人弁護士

田 代

健



代

同弁護士

松 繁

明



代

同弁護士

川 本 賢

一



代

同弁護士

水 野 絵 里 奈

浩



代

同弁護士

福 田

浩



代

同弁護士

井 家 武

男



代

本書面は、債権者ら2021年3月30日付け求釈明申立書において債権者らが釈明を求める事項について、回答するものである。

債権者らは、敷地前面海域の断層群（中央構造線断層帯）に係る地震動評価に関して、最大のモーメントマグニチュード、気象庁マグニチュードを明らかにすることを求めている。

敷地前面海域の断層群（中央構造線断層帯）に係る地震動評価に係る各評価ケースのマグニチュードのうち、債権者らが言う最大のマグニチュード（各評価ケースのマグニチュードの中で、最も数値が大きなものとして解される。）は、モーメントマグニチュードで8.0、気象庁マグニチュードで8.7である。

付言すると、債務者が令和3年3月15日付け回答書で示した乙34及び乙55の各評価ケースには、様々なマグニチュードのケースが含まれているが、基準地震動の策定にあたっては、いずれのケースも検討ケースとして採用したものである。したがって、乙55（62～66頁、69～71頁、74～78頁、81～83頁、86頁、92頁、122～129頁）¹に示すマグニチュードは、全て債務者が敷地前面海域の断層群（中央構造線断層帯）のマグニチュードとして想定するマグニチュードである。そして、地震動の大きさは、マグニチュードだけでなく様々な要因に左右され、単純にマグニチュードが大きい評価ケースの計算結果の方が地震動レベルも大きいというものでもない。なお、マグニチュードの意味するところについては、令和3年3月31日付け債務者準備書面（3）第2の5(1)（13頁）で述べたとおりである。

したがって、マグニチュードだけに着目して、各評価ケースのうち最大のケースはどれかを特定することの意義は乏しい。

以上

¹ 乙34にも同様の記載はあるが、煩雑になることを避けるため、本書面では引用を省略する。